

令和 3 年 12 月

江南市議会厚生文教委員会会議録

12月10日

江南市議会厚生文教委員会会議録

令和3年12月10日〔金曜日〕午前9時26分開議

本日の会議に付した案件

議案第88号 江南市国民健康保険条例の一部改正について

議案第89号 江南市立児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第90号 江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第91号 江南市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第92号 江南市立児童厚生施設に係る指定管理者の指定について

議案第93号 江南市立図書館に係る指定管理者の指定の期間の変更について

議案第94号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第8号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

教育部

こども未来部

の所管に属する歳入歳出

第2条 債務負担行為の補正

議案第95号 令和3年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第97号 令和3年度江南市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第100号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第9号）

行政視察について

常任委員会の研修会について

出席委員（6名）

委員長 宮田達男君 委員 河合正猛君

委員 野下達哉君 委員 古池勝英君

委員 掛布まち子君 委員 田村徳周君

欠席委員（1名）

副委員長 大 藪 豊 数 君

委員外議員（5名）

議 長 堀 元 君 議 員 三 輪 陽 子 君

議 員 片 山 裕 之 君 議 員 石 原 資 泰 君

議 員 長 尾 光 春 君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長兼議事課長 石 黒 稔 通 君 副主幹 前 田 昌 彦 君

書記 岩 本 達 明 君

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤 田 和 延 君

教育長 村 良 弘 君

健康福祉部長 松 本 朋 彦 君

教育部長 梅 本 孝 哉 君

こども未来部長兼こども未来部保育課長
貝 瀬 隆 志 君

高齢者生きがい課長 平 野 優 子 君

高齢者生きがい課主幹 間 宮 徹 君

高齢者生きがい課副主幹 土 谷 武 史 君

福祉課長 倉 知 江理子 君

福祉課主幹 石 田 哲 也 君

福祉課副主幹 横 川 幸 哉 君

わかくさ園園長 小 沢 裕美子 君

健康づくり課長兼保健センター所長 中 山 英 樹 君

健康づくり課主幹	古川雄一君
健康づくり課副主幹	脇田亜由美君
保険年金課長	相京政樹君
保険年金課副主幹	三浦理恵君
教育課長	茶原健二君
教育課管理指導主事	石原香蔵君
教育課主幹	夫馬靖幸君
教育課副主幹	千田美佳君
学校給食課長兼南部学校給食センター所長	
	仙田隆志君
学校給食課副主幹	瀬川雅貴君
生涯学習課長兼少年センター所長	可児孝之君
生涯学習課副主幹	岩田麻里君
スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長	
	中村雄一君
スポーツ推進課主幹	稲波克純君
こども政策課長	稲田剛君
こども政策課主幹	栗本真由美君
子育て支援センター所長	小林由美子君
こども政策課副主幹	丹羽克仁君
保育課指導保育士	真野桂子君
保育課主幹	梶田博志君
保育課副主幹	横井貴司君

○委員長 定刻より少し早いですけれども、委員が全員そろいましたので、ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。

令和 3 年も残すところあと 3 週間となっておりますけれども、今年は本当にコロナで始まりコロナで終わった年のような印象があります。そんな中でも、当委員会の所属しております部課におきましては、コロナ対策において並々ならぬ業務遂行をしていただけたことに関しまして感謝を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

今まだ、デルタ株のほうは収まってきていますけれども、オミクロンというまた未知な新しい株が出回っておりますので、今後もしっかりと気を引き締めて、また業務の遂行をお願いしたいと思います。

では、新型コロナウイルスの感染拡大予防のため、マスクの着用については適宜といたしますので、よろしくをお願いいたします。

市長から御挨拶をお願いいたします。

○市長 おはようございます。

去る 11 月 26 日に 12 月定例会が開会されて以来、連日終始慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございます。本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件であります。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

市長は公務のため御退席をされます。ありがとうございます。

本日、副委員長であります大薮議員から病院での検査等のため欠席届が提出されておりますが、検査が早く終了した場合は出席すると伺っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第 88 号 江南市国民健康保険条例の一部改正についてをはじめ 10 議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら委員協議会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されております。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いをいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いを申し上げます。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その後は退席していただいても結構です。

議案第88号 江南市国民健康保険条例の一部改正について

○委員長 最初に、議案第88号 江南市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○保険年金課長 それでは、議案書の34ページをお願いいたします。

令和3年議案第88号 江南市国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

35ページには、江南市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）を、36ページには条例案の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○河合委員 1点だけ。

35ページの施行期日のところで、令和4年の1月1日から施行するんですけども、この区切りというのは、例えば12月31日の午後11時59分だとか、

この辺の仕切りはどうやって決めるの。1日なのか31日なのか。

- 保険年金課長　　あくまでもその出産、生まれたときに時間と宣告されると思うんですけども、恐らくそこが基準になってくるんじゃないかなと思っております。
- 河合委員　　その時間というのは、病院から発行される、それで判断するわけ。
- 保険年金課長　　恐らくそういうことになると思っております。
- 河合委員　　ああ、そう。
- 委員長　　ほかはございませんでしょうか。
- 掛布委員　　36ページの新旧対照表のところで、いわゆる産科医療補償制度の掛金分が4,000円引き下がるので手取りが4,000円上がりますということなんですけれども、結局お金の流れとしては、要するにこの掛金分の下がった分はどこがどのように負担していくということなんですか。
- 保険年金課長　　実際には、入院、出産費用の中に産科医療補償制度の掛金が含まれておりまして、その掛金はまた別の、その保険を運用する機関のほうにお支払いするという形になりますので、その産科医療補償制度を運営する機関にお支払いする金額が4,000円減少するということになりまして、それ以外の部分が出産費用として産科医療機関のほうに入ってくるという形になります。
- 掛布委員　　産科医療補償制度を運営しているところが、入ってくるお金が減ると。そういうこと。それでもいいよと、そういう意味なんですか。
- 保険年金課長　　そのこのところは、掛金以外の部分があくまでも分娩費用になりますので、その産科医療機関によって費用というのは増減してくるものだと思います。
- 掛布委員　　分からないんで、また十分後でかみしめて。

あと新旧の両方にもありますけれども、よくよく初めて発見したんですけども、6条の後半部分の3行ですね。必要があると認めるときは規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとするということなんですけれども、これは市の判断で3万円を加算することができますよということなんだと思うんですけども、こういうことっていうのは今まで

やられていないですね。

○保険年金課長 この加算できる3万円というところが産科医療補償制度の掛金の部分に当たりまして、この3万円以内で、今までは1万6,000円だったのが1万2,000円になるということの捉え方になります。

○委員長 ほかにはございませんでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時36分 休 憩

午前9時36分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第88号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第89号 江南市立児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第89号 江南市立児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○こども政策課長 お願いいたします。議案第89号について御説明申し上げますので、議案書の37ページをお願いいたします。

令和3年議案第89号 江南市児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

38ページをお願いいたします。

江南市立児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条

例（案）でございます。

39ページをお願いいたします。

江南市立児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表でございます。

以上で、議案第89号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　すみません。新しく古知野北複合公共施設にできる学童保育は、学童室としては3部屋取っていただいているんですけども、今来年度の募集が12月から広報「こうなん」でもやられているんですけども、古北学童としては定員何人で受付をされているのでしょうか。

○こども政策課長　120人でございます。

○掛布委員　ありがとうございます。

そうすると、かなりゆとりを持って、すし詰めというのは解消できるかなというふうに期待をしておりますが、議場で三輪議員が議案質疑しましたけれども、要するにこの条例として学童保育、放課後児童健全育成施設としては古北学童保育所を含めて4つしか条例上規定がなく、あと残りの6つはどうなっちゃったんだといったら、学校の敷地内にあるので学校の施設としての位置づけがあると。その学校の設置の条例があるのか、ちょっと知りませんが、いわゆる学校施設として学童保育所という記載がどこかにあるということなんでしょうか。

○こども政策課長　学校敷地内にある学童施設というのは、あくまで学校敷地内にあるものなので、学童保育室というふうに言っておりますけれど一応学校の施設としての位置づけになっています。学校施設の場合には、ちょっと正しい条例名を忘れてしまいましたけど学校の設置に関する条例というのがございますので、学校の設置に関する条例というのはそちらで定義されております。その中では、学童保育室ということは特段うたわれておりません。

○委員長　ほかに質疑はありませんでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時40分 休憩

午前9時40分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第89号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第90号 江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第90号 江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○生涯学習課長兼少年センター所長 議案第90号につきまして御説明申し上げますので、議案書40ページをお願いいたします。

令和3年議案第90号 江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

41ページには、江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）を、はねていただきまして42ページから43ページにかけて、参考資料といたしまして、江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○河合委員　市長が名称を募集するとか言われたんだけど、この状況は今どういう状況になっています。

○生涯学習課長兼少年センター所長　また委員協議会のほうでも御説明させていただきますが、先日、名称の愛称募集ということをさせていただきまして、選定委員会を開催いたしましてそこで決定いたしております。また詳細につきましては、委員協議会で御説明いたします。

○河合委員　大事なことなんだけど、これも令和4年の4月1日から新しくできるんだけど、古いところ、今のところはどうかされるんですかね、方針は。

○生涯学習課長兼少年センター所長　今の古いところというと、学習等供用施設になるんですが、こちらは機能移転を今の複合施設のほうにしたということで、学習等供用施設の機能としては今の複合施設になりますが、あの施設につきましては今市有施設全体の今後の方針の中で検討されていますので、その方針に従っていきますのでよろしく願いいたします。

○河合委員　新しく造るということは、もう何年も前に決まっておるわけだ。廃止も決まっておるわけですよ。何で今頃そんなことを言っておるの。

特にあそこの場所は調整区域だから、更地にして売るわけにもいかんと思うんですよ。その辺のところ、そんなうまい具合に江南市が使えるとはとても思えないし、公共施設再配置で建物を減らさなあかんと言っておるのに、難しいんだけど、あの施設をあのまんま利用していただける業者を探したらどうだろうと。特に、福祉関係だったらあそこを使えるんですよ。福祉関係なら。もうそこしか、あそこを利用する手はないと思う。逆に、建物を壊すといったらまた何千万円ですね。新しく、じゃあ売るかといったら、ここも売れない。旧宅地じゃないから、新宅地だから。

だから、なかなか難しいから、私は思うにはそういう福祉施設の人にあそこを買っていただくか利用していただければ一番いいのかなあと思うんです。あんまり時間がないもので、とにかく早く決めないと、本来からいけばもう4月1日から新しい施設ができるんだから方針を決めていかなあかんの、どうするんだと。まさか更地にして壊すだけでは能がないと思う。せっかくあ

れだけのまだ建物も年数があるから、少なくとも何とか利用していただけるような、特に2階には集会場という広い大きな部屋がありますよね。そこは福祉施設の運動場的なものにでも使えるもんですから、利用価値は非常にあると思うんで、一遍そういうところに当たってみたらどうかなあとと思いますけどどうでしょうか。

○生涯学習課長兼少年センター所長 すみません。説明不足で申し訳ございませんでした。

今回、複合公共施設の建設には、財源として公共施設等適正管理推進事業債、これは複合化する際の起債なんですけど、この事業債の基準で、統合前、複合化する前の施設については複合化した後の施設の供用開始から5年以内に解体をしなければいけないという基準がありますので、この基準に沿って解体をする必要があります。その解体の時期につきましては、今の利用することも含めて、今の財政課のほうで行っております市有施設全体の今後の方針で検討しておりますので、解体の時期もその中で含めてその方針に従って行っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○河合委員 解体したらまた何千万円ですよ、あそこも。高いから。だから解体、国の方針がそうかもしれんけれども、5年以内と書いてあるらしいんだけど、同じような福祉施設なら解体しなくても利用できるんじゃない。その辺も含めて、再度検討してほしいと思っておりますのでよろしくお願いします。もったいない。

○生涯学習課長兼少年センター所長 今の例外の規定はないのかということ、財政課のほうに一応確認はしたんですけど、一応例外の規定がないということですので、解体は必要なのかなということでは思っております。

○掛布委員 今のというか、廃止する古北学供は築何年になっているんでしょうか。

あと、廃止後はいわゆる行政財産ではなくて普通財産と、そういう扱いになっていくと思うんですけども……、全然聞いてもらっていないのでやめます。

○委員長 まず築年数のほうからお願いします。

○生涯学習課長兼少年センター所長 少し調べて回答させていただきます。

○掛布委員 築三十五、六年がたっていたのかなあとと思うんですけれども、そうするとあそこ、いわゆる廃止した後普通財産になるんですけれども、借地部分があったと思うんですね。駐車場の部分だったんでしょうか。それは廃止後取り壊すまでの間というか、あとどうなるか知りませんが、借地部分の借地料とか、そういった扱いはどのようにされるのか、ちょっとそれをお聞きしたいと思います。

○生涯学習課長兼少年センター所長 借地部分につきましては、解体中まではお借りする必要があると思っておりますので、ちょっと解体の時期がまだ決まっておりますが、それまではちょっと借地をしていきたいと思っております。

○掛布委員 たしか最初、造るときに、さっき言われた有利な起債を借りて5年後の解体を前提でやっていくということだったんですけど、その解体費用にもいわゆる有利な起債が活用できるのではなかったんでしょうか。

○生涯学習課長兼少年センター所長 解体への有利な起債というのは、確認はしていません。

○野下委員 ちょっと関連で、この部署だけじゃないと思うんですが、今回、ここを解体するという話なんですけど、解体しなくちゃいけないという話なんですけど、その解体後どうするかとか、河合委員もおっしゃったように何か使えるとか、そういったことも新しく造るのに際してプランを持っていかないと、これは図書館も一緒なんですよね。新しいのを造るんだけど、今のところをどうするかというのを議会でも何回も言うんですけど、まだ検討中ですか、再配置計画の中で考えますとか言うばかりなんですよ。

今回も、多分同じような事例になってくると思うんで、その辺でもうちょっとしっかりと将来のことを考えながら、こういうことで使いますので、こっちは移転しますけど今回こう使いますとか、そういったプランも示してもらわないと、この再配置計画の中では必要じゃないかなあと私は思うんですよね。いつになったらそういうのが出てくるかとかばかりなんで、その辺だけちょっと申し置いていきたいと思っております。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時52分 休憩

午前9時52分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

採決の前に、築何年ね。86年、35年だね。

○生涯学習課長兼少年センター所長 築35年になります。申し訳ございません。

○委員長 よろしいですかね。

[挙手する者なし]

○委員長 それでは、議案第90号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第91号 江南市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正 について

○委員長 続いて、議案第91号 江南市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○生涯学習課長兼少年センター所長 議案第91号につきまして御説明申し上げますので、議案書の45ページをお願いいたします。

令和3年議案第91号 江南市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

46ページには、江南市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）を、また47ページから48ページにかけて、参考資料として、江南市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 すみません。46ページに新しい施設の部屋ごとの使用料の表があつて、左側が2時間、右側が夜、夜間の2時間半の使用料だと思うんですけど、これは何に基づいた算出、この料金というのは。従来のは、いわゆる維持管理経費に基づいて部屋の広さで算出されていると思うんですけど、これまだ維持管理経費の見積りがないわけ、まだこれからなので。これはどういうふうに算出されているのかなというのをお聞きしたいです。

○生涯学習課長兼少年センター所長 施設使用料につきましては、人件費と、あと施設の維持管理費を基に算出しております。

人件費の根拠といたしましては、令和元年度の古知野北公民館の人件費を根拠としております。また、維持管理費につきましては、令和3年度の公民館の予算を参考に令和4年度の決算見込みを算出して、その金額を基に使用料を算出しております。

○掛布委員 ここは新しい施設なんですけど、Wi-Fiは使えるようにしていただけるのでしょうか。

○生涯学習課長兼少年センター所長 Wi-Fiの設置につきましては、予定をしております。

○掛布委員 この使用料の対象にはなっていない学習室兼図書室というか分室は、今までの公民館にあるような自由に出入りをして自由に使っていい無料の部屋と、そういう位置づけでいいのかどうかということと、もう一つ、新しい図書館ができると同時にこの学習室兼図書分室というのにかなりの本が入れていただけて、聞くところによると人の配置も予定されているのではないかと、そういうことを耳に挟んだんですけども、その点はどうなんでしょうか。確認させてください。

○生涯学習課長兼少年センター所長 まず学習室につきましては、今までの公民館と同じように無料で使用していただくよう考えております。

また、図書館の分室ということで位置づけをしております、図書館として人の配置をするかということですが、市といたしましては今のところ人の

配置をする予定はありませんが、今図書館の指定管理者の業者を選定しているところですが、内容については図書の蔵書をしたりだとか、入替えをしたりだとかということで応募要項の中には業務として掲げておりますが、人の配置については業者のほうから提案があるかもしれませんが、またそういう提案が出てくれば人の配置も可能になる可能性もあります。

○委員長　ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9 時 57 分　休　憩

午前 9 時 58 分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第91号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第92号　江南市立児童厚生施設に係る指定管理者の指定について

○委員長　続いて、議案第92号　江南市立児童厚生施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○こども政策課長　議案第92号について御説明申し上げますので、議案書の49ページをお願いいたします。

令和3年議案第92号　江南市立児童厚生施設に係る指定管理者の指定についてでございます。

50ページから56ページには、参考資料といたしまして、江南市立古知野児童館及び藤ヶ丘児童館の管理及び運営に関する協定書（案）を、57ページか

ら63ページに江南市立古知野児童館及び藤ヶ丘児童館指定管理者業務仕様書（案）を掲げてございます。

以上で、議案第92号の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　すみません。指定管理料の予定、56ページですけれども、総額3年間で7,647万円、2館分ですけれども、この額というのはこれまでの額と比べてどういうふうなんでしょう。同額でしょうか、違いますか。

○こども政策課長　56ページを御参照いただきたいと思います。3年間の総額、今掛布委員がおっしゃられましたように7,647万3,000円、単年度、1年分の指定管理料というのがその下の四角の中に囲ってございます2,549万1,000円でございます。

昨年と比べますと増えてございます。昨年が2,285万円でございます。今回増えておりますのは、まず人件費が変わったということがございます。人件費というのが、令和2年に会計年度任用職員制度が導入されまして、賃金単価も変わっております。期末手当の支給もございます。あとは事務費の部分がまた変わっております。事務費の部分も、消費税の増税とかもございましたので、その分を見込んだ形となっております。

あと額としては少ないこととございますけれども、これまで可燃ごみの収集委託のほうを地域のごみ集積場に出していたという問題がございました。改めておわびいたしますが、それに関しまして、今回収集委託料を増やしてございます。そういった点で増えているということとございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時02分　休　憩

午前10時02分　開　議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第92号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第93号 江南市立図書館に係る指定管理者の指定の期間の変更について

○委員長 続いて、議案第93号 江南市立図書館に係る指定管理者の指定の期間の変更についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○生涯学習課長兼少年センター所長 議案第93号につきまして御説明申し上げますので、議案書の64ページをお願いいたします。

令和3年議案第93号 江南市立図書館に係る指定管理者の指定の期間の変更についてでございます。

65ページから68ページにかけて、参考資料として、江南市立図書館の管理に関する変更協定書（案）を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○古池委員 関連になるかもしれませんが、引継ぎということで新しい指定管理者、これの確定のスケジュールですが、いつに決まってということと、それからその引継ぎは、新しい方はいつからということですね。旧は5月までですね。5月31日ですけど、新しい方はいつからの採用になるかということ、2点お願いします。

○生涯学習課長兼少年センター所長 今、新しい指定管理者のほうは選定委員会を開催して選定しているところです。

決定につきましては、令和4年4月に決定をする予定でございます。

業務の開始につきましては、令和4年の6月1日から業務の開始を行う予定でございます。こちらの令和4年度につきましては、まだ新しい図書館はできておりませんが、現図書館の業務と新図書館への開館業務ということで予定をしております。

- 古池委員 現在、今の公募でやってみえると思いますけど、何者ぐらい来てみえますか。
- 生涯学習課長兼少年センター所長 募集の内容につきましては、また後日御説明させていただきます。まだちょっと公表は差し控えさせていただきます。
- 古池委員 そうすると、締切りはいつになっていました。まだ先ですか、そうすると。
- 生涯学習課長兼少年センター所長 募集の締切りはもう過ぎております。
- 古池委員 過ぎていますが発表できないということ。そうしたら、いつ発表できますか。
- 委員長 これは締切りが終わっていますんで、言えない理由が何かあります。
- 生涯学習課長兼少年センター所長 募集につきましては、2者出てきております。
- 委員長 ほかはよろしいですかね。
- 掛布委員 すみません。67ページにある指定管理料、2か月分にしてはこれまでの指定管理料の1か月分より少々少ないような気がいたしましたが、それはなぜでしょう。

それと、あとこの2か月間の延長部分について、市から今の指定管理者に対して、いわゆるそのまま延長ということで、何も指示というかこの2か月間の業務に対しての仕様書は示されていないような気がするんですけども、市からとしては何を、そのまま継続して新しい指定管理者との引継ぎ業務ということをお願いするわけですけども、市から示した仕様書がないというのはどうなっているのかなあとということと、あと4月、5月分の支払いはもちろんこの919万5,000円を今の大成さんにお支払いするんですけども、新しい指定管理者も同様に引継ぎ業務を4月、5月やるんですけども、新し

い指定管理者への4月、5月分の支払いというのはゼロと、そういうことな
んですね。

○委員長　ごめんなさいよ。価格と内容と、新しいところへの支払いの件で
すね。

○生涯学習課長兼少年センター所長　まず指定管理料が、委員がおっしゃら
れるのは令和3年度と比較しての2か月分より安いということによろしかっ
たですか。

指定管理料につきましては、4月、5月で行うものについての計上があり
ますので、当然行うものについては年度でかなりばらつきがありますので、
平均すると高くなったり安くなったりしますが、4月、5月についてはたまた
まその年額の平均よりも安くなったということをございます。

あと業務につきましては、今回の65ページに変更協定書を掲げております
が、内容についての変更はここに記載がしてあるものだけになりますので、
例えば業務、サービスについての変更があるとかということはございません。
継続という形になります。

あと新しい指定管理者への支払いにつきましては、今の4月、5月につい
てはございません。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いた
します。

暫時休憩いたします。

午前10時09分　休　憩

午前10時09分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第93号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま
した。

議案第94号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第8号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

教育部

こども未来部

の所管に属する歳入歳出

第2条 債務負担行為の補正

○委員長 続いて、議案第94号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第8号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、健康福祉部、教育部、こども未来部の所管に属する歳入歳出、第2条 債務負担行為の補正を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、健康福祉部高齢者生きがい課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○高齢者生きがい課長 それでは、令和3年議案第94号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第8号）につきまして、高齢者生きがい課の所管部分を御説明申し上げます。

初めに、歳入について御説明申し上げますので、議案書の78ページ、79ページをお願いいたします。

16款2項2目1節社会福祉費補助金の高齢者いきがい課所管分、介護施設等整備事業費補助金でございます。歳入は以上でございます。

次に、歳出について御説明申し上げますので、94ページ、95ページをお願いいたします。

上段の3款1項1目高齢者福祉費でございます。補正予算額は356万5,000円の減額補正でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○河合委員 1点だけ。

3回目の接種があるんですけど、今、国は8か月を経過した人からという方針があるんですけど……。いかん。

[発言する者あり]

○河合委員 何で。ここじゃないか。

○委員長 暫時休憩します。

午前10時13分 休 憩

午前10時13分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

○掛布委員 95ページのヘルパーさんへの訪問介護利用者負担軽減対策事業の増額ですけれども、議案質疑を聞いておりましたら、要するに利用者が増えたのではなく、対象者はすごく絞り込まれて減ったけれども、たまたまその請求する事業者のほうの請求が偏ったというか、月遅れになったためにたまたまその不足が生じたということみたいですが、結局これは何月、8月から制度が変わって、半年分として幾ら見込んでいたのが幾らになりそうという、そういうことなんでしょうか。

それともう一つ、対象者が、ただ負担割合が、半額補助が2割補助に減らしたということなんですけど、それ以外に対象者を物すごく厳しくいろんな条件をつけて絞り込むということをやられているんですけれども、この利用制限というのがかなりきつくて、これは利用したい本人さんでは到底分かり得ないような厳しい条件がついていると思うんですが、これはどのような方法で周知をされているのか。ここまで来ると、新規に申し込もうという人はほとんどいらっやらないのではないかと思うんですけれども、新しく申し込まれている方というのはいらっやるんでしょうか。

○高齢者生きがい課長 まず初めに、予算の見込みなんですけれども、当初7月分までとして70万円ほど、8月分以降として12万円ほどを1か月当たり見込んでおりました。

2点目の新規の申込みについては、ケアマネジャー等を通じて申込みはご

ございますけれども、制度の変更については御案内はその都度しているところ
です。

○掛布委員 資産の要件とかもついていて、それこそ所得収入の把握だけでは到底追いつかないようなそれぞれの方の細かいところまで立ち入って、資産調査ですね。預貯金まではなかったですかね。活用可能な資産まで調べて、それで駄目とかというふうにやられている。これはどこでどのようにこんな調査ができるんでしょうか。

○高齢者生きがい課長 もともと社会福祉法人の利用者負担軽減という制度がございまして、そちらにおきましても既に預貯金の調査ですとか資産があるかないかということについては調査をしているもので、それに倣った条件となっております。

預貯金につきましては、御本人から通帳の写しなどを提出していただきますし、資産の活用につきましては、あくまでも江南市内になりますけれども、自宅以外に活用できる固定資産などをお持ちでないかということ进行调查させていただきます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて、福祉課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○福祉課長 それでは、福祉課所管の人件費以外の補正予算につきまして、歳出で御説明をいたしますので、94ページ、95ページをお願いいたします。

下段でございます。3款1項2目障害者福祉費で、内容につきましては97ページ、説明欄をお願いいたします。

中段の障害者手当等支給事業、特別障害者手当等支給事業で、この事業につきましては特定財源としまして国庫負担金が4分の3、県補助金が10分の10財源措置がされますので、歳入予算に計上をしております。

その下、自立支援給付事業、障害者自立支援給付事業は、扶助費でございます。

その下の障害者自立支援医療給付事業、障害者自立支援医療給付事業で、

この事業につきましてはそれぞれ特定財源として国庫負担金が2分の1、県負担金が4分の1財源措置されますので、歳入予算に計上をしております。

はねていただき99ページ、最上段のわかくさ園維持運営事業でございます。この事業は、寄附金44万6,000円を特定財源として歳入予算に計上をしております。

次に、98ページ、99ページの最下段をお願いいたします。

4目福祉活動費で、内容につきましては99ページ、説明欄でございます。障害者団体育成事業、心身障害者（児）福祉推進事業につきましては、先ほどのわかくさ園維持運営事業と同様に寄附金12万5,000円を特定財源として歳入予算に計上をしております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　97ページの中ほどにあります特別障害者手当等支給事業ということで、ちょっと財源についてお聞きしたいんですけども、国が4分の3補助で、県が補助対象が10分の1ぐらいだけど10分の10の上乗せ補助ということなんですけれども、結局、市の持分というのはこの残りが市の負担分と、そういうことなんでしょうか。これは一体どういうふうな財源のつけ方になっているのか、ちょっと説明していただきたいです。

○福祉課長　国が4分の3、県が2分の1、市が2分の1でございます。県が独自で上乗せ支給をしております分については県のほうで10分の10財源措置されるということでございます。

〔「4分の5になりませんか」と呼ぶ者あり〕

○福祉課長　失礼しました。答弁訂正させていただきます。国が4分の3、県が4分の1でございます。失礼いたしました。

再び、申し訳ございません。訂正させていただきます。国が4分の3、市が4分の1でございます。失礼いたしました。

○委員長　県がゼロということですね。今、4分の3と4分の1だとこれで100%になりますので。

○福祉課長　失礼いたしました。県は上乗せ分のみの負担でございますので、

この10分の10でございます。上乘せ分の10分の10でございます。

○掛布委員 受給者が増えて支給額が増えているんですけども、現在の受給者はこれは障害別でもし分かれば、全体の数しか分からなかったらそれでも構いませんけれども、何人いらっしゃって、何人増えたかというのを教えていただきたいのと、なかなかこれPRがされていなようで、私も本当に全く詳しくないんですけども、周知とかはどのようにされているのか教えてください。

○福祉課長 人数につきましては、令和3年2月払いの人数でございますが、この特別障害者手当等の中には特別障害者手当及び障害児福祉手当、及び経過的福祉手当の3種類の手当が含まれております。

特別障害者手当につきましては、令和3年2月払いで84名、障害児福祉手当につきましては28名、経過的福祉手当につきましては2名でございます。

今回、増加しました理由でございますが、当初予定をしておりました見込み人数に比べ増加した部分につきましては、3種の手当のうち特別障害者手当につきまして人数が増加したのが理由となっております。

それから周知でございますが、障害者手帳を所持された方が対象となりますので、障害者手帳を交付する際、窓口で各種手続をしていただくときに周知させていただいております。この特別障害者手当等につきましては、またそれに伴う手続が必要になりますので、手続の御説明なども窓口でさせていただきます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて、保険年金課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長 それでは、保険年金課の所管いたします補正予算につきまして御説明申し上げますので、議案書の98ページ、99ページをお願いいたします。

歳出の3款1項3目社会保障費の人件費等と、保険推進事業に係る共済費でございます。

少し飛びまして104ページ、105ページをお願いいたします。

中段にございます3款2項3目医療助成費の共済費でございます。

該当箇所は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく
お願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて、健康づくり課について
審査をします。

暫時休憩します。

午前10時30分 休 憩

午前10時44分 開 議

○委員長 では、休憩前に引き続き会議を開催いたします。

続いて、健康づくり課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○健康づくり課長兼保健センター所長 それでは、令和3年議案第94号 令
和3年度江南市一般会計補正予算（第8号）につきまして、健康づくり課の
所管の該当部分を御説明申し上げます。

初めに、歳入について説明申し上げますので、議案書の76ページ、77ペー
ジをお願いいたします。

15款2項3目1節保健衛生費補助金の健康づくり課所管、疾病予防対策事
業費等補助金でございます。

1枚はねていただきまして、78ページ、79ページをお願いいたします。

中段やや下の18款1項4目1節保健衛生費寄附金の健康づくり課所管、寄
附金でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出について御説明申し上げますので、議案書の106ページ、107ペ
ージをお願いいたします。

106ページ、最上段の4款1項1目健康づくり費で、補正予算額は1億
5,866万4,000円でございます。

内容につきましては、107ページ、説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

中段、健康管理事業で630万3,000円の補正をお願いするものでございます。

この事業費に対しましては、特定財源として国庫交付金が改修の内容によって2分の1と3分の2がそれぞれ財源措置されますので、歳入予算に計上しております。

事業を1つ飛びまして、その下の新型コロナウイルスワクチン接種事業は1億2,244万6,000円の補正をお願いするものでございます。

1枚はねていただきまして、108ページ、109ページをお願いいたします。

中段やや下の休日急病診療所維持運営事業、休日急病診療所運営事業は112万6,000円の補正をお願いするものでございます。

この事業費に対しましては、特定財源として寄附金が財源措置されますので、歳入予算に計上しております。

その下の地域医療推進支援事業は、100万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。

その下の休日急病診療所整備等事業、休日急病診療所改修事業では128万7,000円の補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○野下委員　多分こういうことだと思うんですけども、107ページの新型コロナウイルスワクチン接種事業というのが今回補正で計上されておりますけれども、これは3回目接種の実施ということになっておりますので3回目に限った形だと思うんですけども、一般質問で1回お聞きしておりますが、その後、新しい変異株がかなり急速に来ておりますから、1回目、2回目を受けた後の8か月後に3回目というふうに一般質問で言われましたけど、6か月ということも可能だという流れが今来ておりますが、江南市はこの3回目ですね。特に一般の方に対しては6か月で、そういう考えがあるかどうか、まずそこをお聞きしたいと思います。

○健康づくり課長兼保健センター所長　3回目の追加接種につきまして、現

在、市民向けの準備をしておる中で、原則8か月を経過した方から順次御案内して接種をしていく状況にあります。

ただ、国へ愛知県知事のほうも、現下のコロナの状況下を踏まえながら6か月という前倒しで接種をすることを要請しておりますので、それを受けまして愛知県のほうから、国が認めていただいた場合にはその準備をするようにという県からの通知も来ておりますので、国と県との折衝の中で決まれば速やかに進められるようにというようなことも考えておりますが、まずはその中で愛知県知事が言っておるのは、高齢者施設とか障害者福祉施設、そういった方の入所者、通所者、従業員、そういった方を6か月で前倒しで打っていく準備を進めていけというような趣旨でございますので、通常の高齢者の方を御案内できるかということ、そこはやはり難しいのかなということを感じております。

○野下委員　　今の課長のお話ですと、施設関係のところについては6か月というふうになるだろうと。一般の方は8か月という江南市は方針であるということは、これは変わらないということで、確認ですけれども、よかったですでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　現時点での方針といたしましては、8か月経過した者から順次御案内するような形で進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○野下委員　　それを大前提として、これも確認ですけど、8か月を終了した方ということになりますと、最初にまずお知らせをするという方に対してはいつの予定でいらっしゃいますか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　市民への3回目接種の御案内につきまして、今後、12月17日に開催予定されております全員協議会で議員の皆様へに報告させていただくところですが、まず接種券の発送開始日といたしましては令和4年1月7日の金曜日を予定しております、接種の開始日が1月19日から市内の個別医療機関で、おおむね30ぐらい現在調整を取っておりますが、そういった御案内が広報1月号に折り込みチラシといった媒体を通じて市民の皆様へに御案内する段取りとなっております。

○野下委員　　最初はそういう話ですけどね。やっていくんですけど、この前

の話だと毎週送付をしていくという話だったと思いますけれども、送付をして着いたと。予約をするまでのその接種の開始日というか、それはある程度余裕を持って到着の感じでもよろしいのでしょうか。すぐに予約はなかなかできないと思うんで。

○健康づくり課長兼保健センター所長 お手元に接種券が届く時期については、接種ができるおおむね1週間前にお手元に届くように毎週発送するような形で進めてまいりますので、前回の当初のときはコールセンターのみというような形でしたが、現在、ウェブによる予約受付、そういったところもございますので、コールセンターとウェブで予約いただける環境がございますので、コールセンターで受けられる最大量も踏まえた発送となりますのでよろしくお願いいたします。

○野下委員 ちょっと関連で、1週間というお話なんですけれども、そこから予約は入っていくんでしょうけど、もうちょっと幅が持てませんか。1週間以内に打たないかんとか、1週間後に打たないかん。だったら10日だとか、そこら辺で着けるようにとか、そういう余裕ができませんかね。

○健康づくり課長兼保健センター所長 接種する医療機関と調整しながら、予約枠と日程等も市民の皆さんがストレスないように、余裕があるように設定してまいりたいと考えております。

○野下委員 そうですね。それをお願いしたいと思いますが、もう一点だけ私のほうから。

今、課長のほうで医療機関で大体30ぐらいでしたかね、お話があったんですけど、ここの109ページで会場借上料という項目があるんですよ。これ会場借上料ということは、簡単に言うと集団接種みたいなことのために会場借上料という話とは違うのでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 こちらの会場借上料につきましては、K T Xアリーナの3月分の会場借上料になります。その3月の時期においては、新12歳の方とか、あとひよっとするとモデルナの接種といったものを江南市でも受けざるを得ない状況を想定しておりますので、そういった今までとは違う接種といったような形で、メインとしては個別医療機関のほうで3回目接種を進めていただく中で、どうしても個別医療機関のほうで環境が

整わない部分についてK T Xアリーナで集団接種で工夫してやっていきたいと考えております。

○野下委員 私からはそれだけ。

○河合委員 今回の会場借り上げなんですけど、3月いっぱい借りるということですか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 こちら3月31日、日数にしまして31日分全て借り上げる予定になっております。

そこでどのような接種日程を組んでいくかというのは、まだちょっと現在検討中でございますので、またその折には御協力ください。お願いします。

○河合委員 今、K T Xのサブアリーナを借りておるんですけども、あそこ毎日のように使っておる団体があるんですよ。4月以降は絶対に使わないということになるのか、いや場合によっては4月以降も借りないけないという状況になるのか、どちらですかね。

○健康づくり課長兼保健センター所長 4月以降のK T Xアリーナの借り上げにつきましては、やはり3回目接種と1回目、2回目の初回接種が、実施期間が令和4年の9月30日までと延長されましたので、その部分についての会場借上料を令和4年度の当初予算のほうに計上させていくことを考えておりますので、そういった中で9月30日までずっと集団接種会場を運営するかということではなく、接種が迅速に進む状況にありましたら、またその期間を、早期に会場をお返しできるように努めてまいりたいと思いますのでお願いいたします。

○河合委員 今回の予定だと、9月まで一応予定はしておるといことなんですけれども、それについてはスポーツ推進課のほうにちゃんと連絡してあるんでしょうかね。

というのは、12日の日曜日、グラウンド調整会議もあるんですよ。そのときに来年度、令和4年度の体育館の使用団体が集まって、この日とこの日といって調整をするんですけど、9月いっぱいまでサブアリーナは使えませんよということがスポーツ推進課に伝わっておるかどうか、どうですか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 会場の借り上げの方針につきましては、その都度スポーツ推進課と情報共有しながら進めてまいりますので、今

回のこの3回目追加接種のことについて、スポーツ団体のほうからどういう状況にあるのかということをお早め早めに情報提供をお願いしたいということをお伺っておりますので、その中でしっかりとこれからも情報共有を進めながらお伝えしていきたいと考えております。

○河合委員 歯切れが悪いんだけど、9月まで申し込んでおるということでいいんですか。何か歯切れが物すごい悪いけど。

○健康づくり課長兼保健センター所長 すみません。手続のほうはまだしてないんですけれども。

○河合委員 そんなことだったらスポーツ推進課は困ってまうよ。もうあさってだもん。

○健康づくり課長兼保健センター所長 話のほうはスポーツ推進課のほうに伝えてお願いをしております。

○河合委員 後ろに課長見えるけど、スポーツ推進課の。理解しておる。いやいや、あさっての話だもん。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 今現在は、内々には伺っておりますが、利用者の方には3月から当面ということでお知らせをしております、12日の調整会議の折には、可能性として長くなる可能性があるのですが、そのときには御勘弁くださいということでお話ししようと思っております。

○河合委員 実は、私の近くの医院は、そこにかかっているわけじゃない接種していただけないところがあるわけですよ。そうすると、私はK T Xで打ったんですけれども、地域の医療機関へ行っても、あなたはうちの患者じゃないから打ちませんという医院があるんですよ。そういった人が困ってまうよね、突然そこへ行っても。うちは打たないという方針でやってみえる医院さんが実はあるんですよ。そうするとK T Xで打った人はどこへ行ったらいいんだということになっちゃう。だから、ある意味K T Xは使わざるを得んかなあという思いはあるんですけど、どうですか。

○委員長 暫時休憩します。

午前11時02分 休 憩

午前11時03分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　これまで初回接種を続けてきた中で、かかりつけのみの接種といったところもございました。

そうした中で、3回目接種を進めるに当たっては広くかかりつけ以外の方も接種するという医療機関もございます。そういったところを御案内、コールセンター、ホームページなどを通じてしてまいりたいと思います。そういった中で、なかなか調整ができなかった場合、また健康づくり課のほうで御相談を受けながら適切に接種ができるようにしてまいりたいと思います。

○河合委員　　今度違うところで、109ページの下段のところに地域医療推進支援事業100万1,000円が減額になっておるけど、この理由はどういうことでこういうことになったんですか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　こちら地域推進支援事業につきましては、尾北歯科医師会の皆様のお力を借りながら6月と11月に歯の健康センターといった事業を実施しております。

昨年来、コロナ禍ということで、やはり口腔のところの関係で感染防止対策がきちんとできる状況下であれば実施していこうと。また、例年よりも接種人数を減らしてやっていこうという調整を事前にしておりましたが、やはり今回、コロナの第5波といったような影響もありましたので、歯科医師会のほうと協議した結果、今年度の実施は見送るということになりましたのでよろしくお願いいたします。

○掛布委員　　さっきのコロナワクチンのほうに戻りますけれども、それこそ1月には発送開始ということは、既にこの予算は今計上されておりますけれども、流用対応でいわゆる印刷とかそういうのは発注されているということではよろしいんですね。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　こちら既にこれまで9月補正を含めて接種体制を整えるために補正予算計上してまいりました。

そうした中で、今回予算計上をさせていただいた中で、既存の予算の中で流用させていただいた中で進めさせていただき、この予算がお認めいただいた後には流用戻しして適切に対応を取ってまいりたいと考えております。

○掛布委員　　ということは、当然、いわゆるこれまで発注されてきた業者、その接種体制にしろ全て随意契約でコールセンターも含めて契約を継続して

いくと、そういうことでよろしいのでしょうか。

- 健康づくり課長兼保健センター所長 接種体制につきましては、大きく市民への影響がありますので、接種コールセンターと会場運営のところについては近畿日本ツーリストに受託を継続してお願いしております。

なお、接種券の発送につきましては、実施する期間と準備する期間が今回ございましたので、入札を行って医療従事者の部分のところについては初回のときの業者とは違う業者でやらせていただいております。

- 掛布委員 もう一つ、ワクチンの接種事業の財源なんですけれども、国が全部負担していただけるものということではなければいけないんですけど、今回も前回も全額一般財源から持ち出していますよね。今回1億2,000万円、全額一般財源で立替え中ですよ、またもや。これって本当に、ほかにもいっぱいこれまでも立替え中のがどんどん積もってきているわけなんですけど、プレミアム商品券とかいろいろ。これって本当に、いつ国からのこの立替分は市に入ってくるのでしょうか。

- 健康づくり課長兼保健センター所長 今回、補正予算編成上するに当たります、従来、全額国庫補助という形で説明等々受けておりますが、まだその辺のことにつきましては財政当局と調整した中で、確定といったものがない状況の中で財源を充てていくというのができないということで、一般財源でというところで、今後明確になったところで財源更正という手段で戻して適正な財源に充てていきたいと思っております。

- 掛布委員 全然違うところで、107ページの中ほどにあります健康管理事業、システム改修委託料についてお聞きしたいんですけど、本会議でも議案質疑を三輪議員がされましたけれども、江南市が行っている各種のがん検診などをマイナナンバーとひもづけしてマイナポータルから閲覧できるようにするためのシステム改修ということなんですけど、今回、この改修の対象としている市が行っている検診というのは、具体的にどんな検診が含まれるのでしょうか。

例えば、乳幼児健診などはもう既にマイナポータルから閲覧できるようになっているのでしょうか。

- 健康づくり課長兼保健センター所長 今回のPHRに基づく検診は、一般

的にがん検診と、あと歯科口腔健診とか骨粗鬆症検診、そういったものが対象になってまいります。

○掛布委員　　いわゆる市が行って市が検診データを持っているがん検診、歯科口腔健診、骨粗鬆症検診ということで、国保の健康診査、これも今回の改修に含まれるのでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　健康づくり課で所管しているデータの中には、国保の特定健診については所有しておりませんので対象とはならないと考えております。

○掛布委員　　そうすると、今回のやられようとしているのは健康づくり課所管の検診ということなんですね。その言われた骨粗鬆症検診とか歯科健診。

　　いわゆるこれ非常に驚いたわけなんですけれども、結局、今持っている江南市の個人情報保護条例からいくと、完全な目的外利用に当たるし、オンライン結合というのは禁止している江南市の個人情報保護条例になっているわけなんですけれども、こういうふうに情報提供を始めていいよ、改修していいよという根拠法令というか、予算説明のときは、最初健康増進法の改正によりという説明があったんですけれども、健康増進法のどこをどう変えたらこれらの市の持っている検診データがマイナンバーとひもづけになって、オンライン結合とか目的外利用オーケーというふうにしていいのか。そこのところのもうちょっと詳しい説明がしていただけないかなあと思うんですけれども。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　現在、特定個人情報保護評価書、基礎項目評価書になりますけれども、健康管理関係事務ということで令和2年3月23日付で公表させていただいております。

　　そういった中で、今回マイナポータルで連携するためには中間サーバーといったものへの情報を副本登録するという作業が発生します。ただし、この部分について現在の評価書では計上、評価してありませんので、今後、令和4年の6月に副本登録をするまでの間にここの中間サーバーへの情報をつなげていくといったところの評価書を改めて令和3年度中に総務課に提出できるよう、今後適切に進めてまいりたいと考えております。

○掛布委員　　非常に難しいんですけれども、結局、健康増進法の改正によっ

てこういったマイナンバーとひもづけをしなくてはいけない、イコール中間サーバーからマイナポータルに市の検診データを流さないといけないと、そういう義務規定になっていると、そういうことなんでしょうか。してもいいよと、そういう程度なんでしょうか。そのところがちょっとよく分からないんです。

○健康づくり課長兼保健センター所長　健康増進事業のほうにはそういったことは明記はないと思いますが、これまで予防接種とか乳幼児健診につきまして、先行的にマイナンバー連携といったものが順次進められておりますので、そういった中でそういう情報提供する際には特定個人情報の保護評価というものが義務づけされておりますので、これを適切に進めることが個人情報保護につながると考えておりますので、そういったことを日々忘れず努めてまいりたいと思いますのでお願いいたします。

○掛布委員　ごめんなさい。よく分かってないもんですから、答弁していただいても、うんという、何か十分には納得というか、かみ砕いてずっと入ってこなくて、そうなのかなあという思いがするんですけども、もう既に乳幼児のいろんなワクチン接種記録であるとか、先ほど言われました乳幼児健診であるとかがもう既にマイナポータルで閲覧可能な状況で、マイナンバーとつながった特定個人情報になっていて提供されているわけですけども、それはその都度そういうことをしていいよという根拠法令というか、法律の改正というのがあったので今の状態になっていると、そういうことなんでしょうか。

○委員長　要はあれですね。個人情報保護法令とのひもづけがちゃんとされているかどうかということですね。

○掛布委員　そうです。

○健康づくり課長兼保健センター所長　江南市個人情報保護条例の中に、通信回線結合による保有個人情報の提供制限といったところがございます。

第10条のところの、実施機関は通信回線結合による保有個人情報の提供を開始しようとするときは、いずれかの該当する場合を除きあらかじめ審議会の意見を聞かなければならないと。そういった中で、法令等の規定に基づき通信回線結合により提供するときというのがございまして、この条文に基

づいて進めているというようなところです。

- 掛布委員　　今回は主に市のがん検診などを新たにオンライン結合するというか、マイナポータルに情報提供するという法改正があったので、それに基づいてやっていくけれども、もう既にマイナポータルに提供されちゃっているものはその段階でそういった法改正がやられていたので今の状態になっていると、そういうふうに理解すればいいのかなと勝手に。
- 健康づくり課長兼保健センター所長　　委員の思いのとおりだと考えております。
- 掛布委員　　しつこく申し訳ないんですけども、あと本会議場の質疑の中で、もう既にマイナポータルで閲覧できる特定個人情報として、今言った市の乳幼児健診とか市の予防接種のほかに、いわゆるそれぞれの方々が民間の医療機関を受診して払った医療費の情報であるとか、薬局で受け取った薬剤の情報とか、あるいは後期高齢者の健診結果の情報とか、江南市のデータじゃなくて民間のどこかのお医者さんとか民間の薬局からマイナポータルに情報が流れていっていると、そういう経路ももう既にあるよということで非常に驚いたわけなんですけれども、それはそれなりのそういった法律の改正とかがあって、そういったものもマイナンバーとひもづけになっていると、そういうことなんでしょうか。
- 健康づくり課長兼保健センター所長　　申し訳ございませんが、保険者情報の連携のところはちょっと把握しておりませんので、申し訳ございません。
- 掛布委員　　これで終わりにしますが、将来的にはいわゆる民間PHRとの連携でマイナポータルに流した市民の方の検診データが、個人の同意の下にとかのが挟まっていますけれども、民間の業者、民間事業者が利活用できるようにデータを流してもいいよと、そういうことになっていきますねという答弁だったんですけども、現時点ではまだできないですよ。今の法律の下では。
- 健康づくり課長兼保健センター所長　　マイナポータルにつきましては、個人が自分の情報の確認だけでなく提供についても負担なく行うといったもので、その利用の都度、本人確認と本人の同意を厳格に実施するよう対策が取られております。

運用とシステムの両面でセキュリティーを確保しているというところになります。民間のそういったPHR等のウェブシステムの提供者については内閣府がセキュリティー対策と取得の目的の適正性、取得できる自己情報の必要性をあらかじめ審査して、適正な下運用ができるそういった業者しか認めないというような指針を今後つくって、必要最小限の自己情報の取得のみとなるように、その情報の中には個人番号とか氏名とか住所、生年月日、性別、利活用するときにはそういった情報は含まれないようになっております。それらの情報が送信される際には暗号化処理といったものがされるように、個人情報の漏えい対策が取られるということになっております。

情報セキュリティー対策といたしましては、一般的に第三者認証といたしましてISMSとかプライバシーマーク、そういったところを取得している事業者じゃないといけないとか、あと個人情報の適切な取扱いについての運用面での規定とか、あと検診情報の保管と管理について、そういったところの整合性をきちんと取れる環境にあるかとか、あと日々個人情報を管理していることに基づいて、その事業者が自ら情報セキュリティーの個人情報の保護の部分の運用がきちんとできているかという自己点検チェックシートとか、そういったものもやるようにという方向性で国のほうは考えているというような状況でございます。

あと実際にマイナポータルはこの連携をやるに当たっては、そのサービス提供事業者として同じように個人情報の特定評価書というものも事業者としてもやらないといけないというようなものとなっております。

○委員長　今の質問の趣旨は、現行法でそれが認められているかどうかということをお聞きしたかったんですね。

○健康づくり課長兼保健センター所長　現在は、まだ運用開始前なので議論の、検討の最中でございます。

○委員長　よろしいですかね。

ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて、こども未来部こども政策課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○こども政策課長　こども政策課所管の補正予算につきまして御説明を申し上げます。

初めに、歳入からお願いをいたします。

議案書の76ページ、77ページをお願いいたします。

76ページ、77ページの中段でございます。15款2項2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金の右側説明欄は児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金ほか2項目でございます。

次に、15款4項1目民生費交付金、1節児童福祉費交付金の右側説明欄、子ども・子育て支援交付金でございます。

その2つ下、4目教育費交付金、1節教育総務費交付金、右側説明欄、子ども・子育て支援交付金でございます。

はねていただきまして、78ページ、79ページの中段やや上をお願いいたします。

16款2項2目民生費県補助金、2節児童福祉費補助金の右側説明欄は地域子ども・子育て支援事業費補助金でございます。

その2つ下、7目教育費県補助金、1節教育総務費補助金の右側説明欄、放課後子ども教室推進事業費補助金ほか1項目でございます。

次に、19款1項1目基金繰入金、1節基金繰入金の右側説明欄のうち、こども政策課分は、江南市森林環境譲与税基金繰入金でございます。

続いて、歳出について御説明を申し上げます。

議案書の100ページ、101ページをお願いいたします。

3款2項1目こども政策費、補正予算額は39万3,000円の減額でございます。

内容につきましては、101ページの説明欄をお願いいたします。

最下段の児童・遺児手当等事業は539万円の増額補正をお願いするものです。

はねていただきまして、102ページ、103ページの上段をお願いいたします。

2段目、児童館等維持運営事業は古知野児童館及び藤ヶ丘児童館の指定管理料に係る債務負担行為、限度額7,647万3,000円をお願いするものでござい

ます。

次に、中段の学童保育所整備等事業のうち、1つ目、学童保育所改修事業は74万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次の学童保育所（古知野北部地区複合公共施設）整備事業は448万円の減額補正をお願いするものでございます。

以上で、こども政策課所管の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　すみません。101ページの一番下段の児童手当の制度改正に伴うシステム改修ということで、来年10月から特例給付の所得制限が厳しくなるということなんですけど、これはどのように具体的に厳しくなるということなんでしょうか。

○こども政策課長　議案質疑でもちょっと出ましたが、2点ほどございまして、特例給付に係る所得の上限額が設けられるということが1点目と、2点目は、今まで毎年6月に提出をさせていただいておりました現況届の提出が原則不要になるというような点でございます。

○掛布委員　すみません。その所得制限の上限というのは、どこまで引き上がるということなのか、具体的に。

○こども政策課長　児童手当のうち、本則給付と特例給付というのがございまして、今関係してくるのは特例給付でございます。

特例給付というのは所得で判定するわけなんですけれど、例えば子供、扶養親族の数によって所得の目安、上限が変わってきます。

例えば、扶養親族等の数が3人の場合、児童2人と配偶者の3人のいた場合、本則給付というのは所得でいうと736万円、収入の目安でいいますと960万円、これが本則給付となっています。それ以上の所得収入というのが特例給付となっておりました。その特例給付に上限を設けるということですが、今の3人の扶養親族の例で申し上げますと、所得額が972万円、収入額の目安でいいますと1,200万円が上限となります。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて、保育課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 保育課指導保育士 それでは、保育課所管について御説明させていただきます。

歳入につきましては、議案書の78ページ、79ページの中段、18款1項3目2節児童福祉費寄附金、説明欄、寄附金でございます。

歳出につきましては、少しはねていただきまして議案書の102ページ、103ページの3款2項2目保育費から104ページ、105ページの保育園施設維持運営事業、保育園施設維持事業まででございます。

内容につきましては、説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 質疑もないようでありますので、続いて、教育部教育課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 教育課長 教育課所管の補正予算につきまして、該当箇所の御説明を申し上げます。

歳出でございます。

126ページ、127ページをお願いいたします。

上段、10款1項1目教育支援費で、補正予算額は314万円の減額でございます。

次に下段、10款1項2目教育環境費で、補正予算額は11万7,000円の減額でございます。

はねていただきまして、128ページ、129ページをお願いいたします。

中段、10款2項1目小学校費で、補正予算額は1,649万円の増額でございます。

はねていただきまして、130ページ、131ページをお願いいたします。

中段、10款3項1目中学校費で、補正予算額は20万7,000円の増額でございます。

該当箇所は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○河合委員　　131ページの議案質疑もされておったと思うんですけど、シャッターの改修工事だけ、これってどうして直さなあかんと分かりました。検査してというかチェックしたのか、まずそこを教えてください。

○教育課長　　こちらの防火シャッターにつきましては、夏季休業期間中に防火設備の点検のほうを行ってございまして、その中で3校、5か所について防火シャッターの不備が見つかったというようなことでございます。

○河合委員　　じゃあこれ後の7校は、同じように点検したと思うんですけど後は大丈夫だったということですか。

○教育課長　　そのとおりでございます。

○委員長　　ほかに質疑はございませんでしょうか。

○掛布委員　　同じところなんですけれども、門弟山小学校の児童増に伴う教室の改修ということで、普通教室を2つ増やす。いわゆる少人数学級が1年ごと、学年が上がって実施になっていくわけなんですけれども、この先もずっと見通して、市内の全ての小学校について普通教室の不足というのは生じないと、そこまで見通した上でやられているんでしょうか。

例えば古東小学校ですとか、予測不能な人口増、布袋のほうであるとか、ちょっと古北も不安なんですけれども、そういったところは大丈夫なのか、ちょっと確認したいです。

○教育課長　　まず門弟山小学校についてお答えさせていただきますと、門弟山小学校では令和4年度がピークで、それ以降は減少するというようなことで見込んでおります。これは35人学級が随時高学年まで実施されたのを想定しての見込みでございます。

あと他の学校につきましては、35人学級、まだ推計のほうは正確にはしておりませんが、そうなった場合にはまた同じように対応していきたいという

ふうに思っております。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて、生涯学習課について審査を行います。

審査の前に、先ほどの河合委員の質疑に対する答弁を訂正したい旨の申出がありましたので、この訂正の申出を許可します。

○生涯学習課長兼少年センター所長 先ほど議案第90号 江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正の中で、河合委員より施設の利用についての質疑がありました。

その中で、答弁といたしまして今の起債の関係により5年以内に解体をしなければならないということで、例外規定はございませんということで答弁させていただきましたが、確認しましたところ他の団体や民間に売却、譲渡をした場合につきましては施設は解体はしなくてもよいと。引き続き使用はできるということで、答弁の訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

○委員長 この議案に関しましては、先ほど採決で終わりましたので、何かございましたら。何もなければそのままよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○生涯学習課長兼少年センター所長 生涯学習課所管の補正予算につきまして、該当箇所について御説明をさせていただきます。

初めに、歳入について御説明を申し上げますので78ページ、79ページをお願いいたします。

最下段の19款1項1目1節基金繰入金のうち、生涯学習課所管分の江南市森林環境譲与税基金繰入金でございます。

次に、歳出について御説明を申し上げますので132ページ、133ページをお願いいたします。

上段の10款4項1目生涯学習費で、補正予算額は1,241万5,000円の減額で

ございます。

はねていただきまして、134ページ、135ページをお願いいたします。

上段の10款4項2目文化交流費で、補正予算額は5万1,000円の減額でございます。

該当箇所は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて、スポーツ推進課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 スポーツ推進課の該当箇所を御説明させていただきますので、議案書の134ページ、135ページをお願いいたします。

歳出でございます。

下段の10款5項1目スポーツ推進費で、補正予算額は137万3,000円の減額でございます。

該当箇所は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて、学校給食課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長 それでは、学校給食課所管の補正につきまして御説明申し上げます。

歳出について御説明いたしますので、議案書の136、137ページをお願いいたします。

上段、10款5項2目学校給食費522万4,000円の減額をお願いするものです。内容につきましては、右側説明欄を御参照ください。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時42分 休 憩

午前11時42分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第94号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで休憩に入りたいと思います。

午前11時45分 休 憩

午後1時08分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第95号 令和3年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○委員長 続いて、議案第95号 令和3年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保険年金課長 それでは、議案第95号について御説明申し上げますので、議案書の149ページをお願いいたします。

議案第95号 令和3年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

150ページから153ページにかけて、第1表 歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

続きまして、154ページ、155ページをお願いいたします。今回の補正予算の歳入でございます。

3款1項1目は保険給付費等交付金でございます。

次に、156ページ、157ページをお願いいたします。今回の補正予算の歳出でございます。

2款1項1目は療養諸費で、一般被保険者の療養給付費及び高額療養費の補正をそれぞれお願いするものでございます。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 すみません、念のために。今回の療養給付費が増えたのは、令和3年の何月分から何月分までで見込んでというか、もう実績値なんですか。何月分から何月分まででこれだけ増えているということなんですか。

○保険年金課長 一般被保険者療養給付費のほうにつきましては、5月分から10月分の支給実績を基に算出しております。

それから、一般被保険者の高額療養費のほうにつきましては、4月から9月までの6か月間の支給実績を基に算出した結果でございます。

なお、この積算の仕方につきましては、その6か月間で最大の金額と最小の金額を平均した金額として1か月分を算出しまして、その1か月分掛ける6か月分ということで今回予算計上しているという形になります。

○掛布委員 実績ではなくて、そういうことでこれだけかかるだろうということなんですね。

結局のかかった分は全部県の交付金として給付されるので、国保会計としての直接の影響というのはないわけなんですけれども、これがその後の県から要求される納付金の額に影響してくるだろうなあということだと思っておりますけれども、県単位化になって最初の年度に、たしか県が物すごく納付金を

高く見積もり過ぎて、市町村から集め過ぎて、県のほうで物すごく余剰金、納付金の余りというのかができて、それを何年かかけて市町村に返していくということが行われていたと思うんですけれども、それはその後どうなっているのでしょうか。

○保険年金課長 当初の予定では、剰余金の3分の1を次の納付金を算出する際に補填していくという計画でスタートしたんですけれども、実際には納付金のほうが足りないということが徐々に積み重なってきておまして、今年度は納付金が170億円、見込みよりも足りないという状況になっているということで、ちょっと金額は今持ち合わせがありませんけれども、当初の見込みよりも剰余金の投入額を増やすということで来年度の納付金を算出することになっていると聞いております。

○掛布委員 投入する剰余金というのは、もう県としてはないよということ、もう底をつきましたと、そういうことなんでしょうか。

○保険年金課長 それですね。もうほとんど使い切るといような前提になっての計算、ごめんなさい。失礼しました。完全に使ってしまうと次の納付金のほうに影響が出てしまうおそれがあるので、ある程度残した形で算出をするという説明がありました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○保険年金課長 先ほどのこの補正予算額の積算の説明をさせていただきましたけれども、今後見込まれるであろう1か月分を算出、最高値と最低値で算出したと御説明したんですけれども、その数値と今現在予算化している数値の差額を合計してここに計上しているということですので、よろしくお願いたします。

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時14分 休 憩

午後1時14分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第95号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第97号 令和3年度江南市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○委員長 続いて、議案第97号 令和3年度江南市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○高齢者生きがい課長 それでは、議案第97号につきまして御説明申し上げます。

議案書の173ページをお願いいたします。

令和3年議案第97号 令和3年度江南市介護保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

174ページ、175ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

次に、176ページから177ページには、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

次に、178ページ、179ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入予算でございます。

6款1項5目その他一般会計繰入金は236万7,000円の減額でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

180ページ、181ページをお願いいたします。

上段の1款1項1目総務管理費の補正予算額は18万7,000円の減額でございます。

下段の1款2項1目介護認定審査会費の補正予算額は220万7,000円の減額でございます。

182ページ、183ページをお願いいたします。

2款保険給付費におきまして、当初予算において不足が見込まれる事業に

ついて増額をお願いするものですが、現段階で予算に執行残が見込まれる事業を減額して更正させていただくもので、2款の保険給付費の総額に増減はございませんのでよろしくお願いいたします。

上段の2款1項1目介護サービス等諸費の補正予算額は7,005万円の減額でございます。

下段の2款2項1目介護予防サービス等諸費の補正予算額は1,198万3,000円でございます。

184ページ、185ページをお願いいたします。

中段の2款3項1目その他諸費の補正予算額は40万4,000円でございます。

186ページ、187ページをお願いいたします。

上段の2款4項1目高額介護サービス等費の補正予算額は5,766万3,000円でございます。

下段の6款1項1目償還金及び還付加算金の補正予算額は2万7,000円でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　すみません。お聞きするだけなんですけれども、増えているところと減っているところが、増えるところは増え減るところは減っているんですけど、居宅介護サービス給付費が見込みでもって7,000万円減額しているのに対して、介護予防サービス給付費が1,200万円近く増額されていて、あと高額サービス給付費ですよ。これが5,766万円増額されているという、見込みでこれだけ増えていくだろうということで、こういうプラス・マイナス、プラマイですればほとんど変化なしという感じなんですけど、これはどういうふうに捉えてみえるんでしょうか。こういう増減が現れているそれぞれの要因としては。

○高齢者生きがい課長　まず高額介護サービス費につきましては、8月以降、制度改正がございましたので支給金額は減額になることを考慮して予算積算がされておりますけれども、実際に9月末までの執行状況で72%程度執行しておりますので、これまでの額、最高額を今後も支出するという見込みで積

算いたしました。

今回の制度改正によりまして、市民税の課税世帯で世帯上限額が月額4万4,400円の方のうち、現役並み所得のある方で課税所得が一定以上の方が上限額がさらに上がったという改正だったんですけれども、7月の利用分におきましては支給対象が2,023件で、そのうち4万4,400円が上限であった件数が419件であったのに対し、8月利用分では支給対象が1,984件に下がりました、4万4,400円が上限となった件数は334件ということで支給対象のほうは減少はしている状況です。ただ今後不足を生じるという見込みで、補正予算額を計上させていただいたものです。

その他のサービスにつきましては、コロナ禍で利用控えがあるのではないかということも考えたんですけれども、実際に要介護認定者の数につきましては、令和2年度の9月末で2,943名であったの対し今年度の9月末には2,976名ということで伸びております。要支援の方につきましても、昨年度の9月末が1,184名であったの対し今年度9月末には1,251名ということで利用者の方も増加しておりますので、必要な方は介護サービスを利用されているものというふうに考えております。

○掛布委員 183ページの受託介護サービス給付費がすごい減る見込みということは、これはコロナの利用控えと、そういうことなんですか。

○高齢者生きがい課長 実際に有料老人ホームに入所されている方などがデイサービスの利用を控えられているというようなお話は実際には見聞きしたことはございますけれども、現段階で9月末までの執行状況が46%程度に収まっていることから、1年を通した決算見込みについては執行残が出るものということで、こちらを財源として補正を行ったということです。

○委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時23分 休憩

午後1時23分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第97号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第100号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第9号）

○委員長 続いて、議案第100号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○こども政策課長 令和3年議案第100号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第9号）について御説明を申し上げますので、追加議案書の6ページ、7ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

15款2項2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金の右側説明欄、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金ほか1項目で、所管課はこども政策課でございます。

はねていただきまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

3款2項1目こども政策費でございます。補正予算額は7億5,658万2,000円をお願いするものでございます。

内容につきましては、9ページの説明欄をお願いいたします。

子育て世帯への臨時特別給付金支給事業でございます。

参考といたしまして、10ページに事業の概要を掲げておりますので御参照いただきたいと思います。

以上で、議案第100号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願

いたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○野下委員　予算説明資料の中で少し確認をさせてください。

今回のこの補正予算に上がってきているのは5万円分ですね。この5万円分を中学生までと、それから中学生を除いた18歳までのお子さんに5万円を現金で給付するということだと思うんですが、この案のとおりでいきますと、まず中学生までの御家庭に通知をしますね。そして振込します。その具体的な日時とか、こういう予定でありますよとか、その辺をちょっと教えていただけますか。

○こども政策課長　今のスケジュールでございますけれど、昨日、まず児童手当の受給者である世帯に、こういった給付金の制度がありますということでお知らせのお手紙をいたしました。

1週間、この制度というのが、もらっていただけるかどうかという確認をするための文書になります。受給を拒否する方、よっぽどいないとは思いますが、受給を拒否する方については期限までにお届けをしていただくということになります。その後、支給に関しては12月24日金曜日を予定しております。

○野下委員　ありがとうございます。

今、だから年内には給付ができますよというお話だと思うんですが、それでは中学生ではない、そのほかの18歳までの方についてはどういうスケジュールになりますか。

○こども政策課長　18歳までのお子さんに関してですが、こちらについては年明けになりますが、こちらのほうは現在、順次年明けにお知らせのお手紙をする予定ではございますが、何日頃からというのはちょっとまだこれから調整させていただきたいと思っておりますので、年明けてなるべく早急にお知らせのお手紙を出して、申請をしていただくような形を取っていきたいと思っております。

○野下委員　今のお話ですと、これは申請が要るわけですので、そのお知らせ文には当然、ここに振り込んでくださいとか、確認をするとか、そういう

申請を送って、それを受けてその口座に振り込むという流れになるんでしょうかね。

○こども政策課長 はい、そのとおりでございます。

○野下委員 それは最終的には3月末には、それは振り込まれるということでは間違いない。までにはということですか。

○こども政策課長 3月末までにお振込ができるかは分かりませんが、例えば3月下旬ぐらいに申請があった方については3月をまたぐ場合はございますが、申請をいただいてからは審査後できるだけ速やかにお支払いをしていきたいと思っております。

○野下委員 これ発送をしなくちゃいけない。昨日、もう発送をかけたということなんですけど、今後の発送もあるということなんですけど、これは庁内で封に入れて職員の皆さんで配送するという形を取られますか。

○こども政策課長 はい、そのとおりでございます。

○野下委員 分かりました。まずはそこまで。

○河合委員 2点伺いたいです。

まず10ページのところの説明資料なんだけど、支給時期の12月下旬、括弧で公務員を除く1の対象ということで、親御さんが公務員なら後だよと。後回しだよということでね、多分これ。それ分かります、国家公務員、地方公務員、いろいろ見えるんだけど、どうやって把握するんだらう。そこがまず1点。

それからもう一つ、事業内容の③のところ、令和4年3月31日までに生まれた児童なんですよね。

例えば、4月1日生まれだと学年としては一緒なんだよね。そのために②にもあるように4月1日生まれまでの児童ということになっておるんだけど、ここは3月31日になっちゃっておるんだけど、例えば4月1日、ゼロ歳だで学年は関係ないんだけど、大きくなったときに、もらったもらわんというのが出てくる可能性もあるもんで、このところは柔軟に4月1日は市の一般財源で見るとか。どう思われます、これについて。

○こども政策課長 まず1点目の公務員の方についてでございますけれど、公務員の方については、江南市の職員であれば所属長からお知らせがされる

ことになります。それで申請をしていただくことになりますので漏れることはないのではないかと思っております。

○河合委員 国家公務員は分らんじゃんね、これ。分かるの。どうやって把握するの。

○こども政策課長 すみません。高校生世代の方も含めてですけど、この公務員の方も含めてですが、対象になりそうな世帯についてはお知らせのお手紙をすることで周知を図っていきます。

○河合委員 一遍に払えばいい。

○こども政策課長 あくまで口座情報を江南市のほうで知る必要がございますので、その口座情報を知るために申請をしていただく必要がございますので、そのために支給は、年内給付というのはちょっと難しいかなと思っております。

③の基本、今のところ国からお示しをされていますのは3月31日までに生まれた児童ということでございます。学年でいうと、おっしゃるように4月1日生まれの子も同学年ではございます。そういったことは、私どももそういうことは起こるんじゃないかとはちょっと危惧はしておりますけれど、今のところこの基準どおり進めてまいりたいと思っております。

○河合委員 4月1日に生まれる人の数は少ないと思うんですよ。それぐらいは一般財源で市が払ってあげればいいじゃんね。たかが10万円だで、5万円、5万円の。まあ要望していきます。

それと、今度12月20日に国会で補正予算が通りますよね。これはそのときにクーポンにするのか現金支給にするのか、提示されるということなんだけど、そういった場合に、例えばクーポンだよといった場合に江南市のスケジュールはどうなります。

当然、予算を組まなあかんよね、また5万円分。臨時議会をやるのか専決でやるのか、よく分らんけど、その辺のスケジュールはどうなります。

○こども政策課長 後半の部分の現金でいくのかクーポンでいくのかというのはまた置いておきますが、後からの5万円分給付につきましては、まだ実は国からどんなスケジュールでという、お尻は決まっているんですけど細かい内容の詳細が来ておりませんので、そこを判断してからということにな

りますが、恐らくは臨時議会をお願いするのか、それとも前に給付金でお願いしましたように流用が可能かどうかはちょっとまだ分かりませんが、ちょっと無理かもしれませんが、臨時議会をお願いすることになるかとは思いますが。

○河合委員　現金でもいいということになれば簡単ですよ。それこそ流用でも何でもいいんだけど、この金額は大体7億5,000万円弱ということで、ただクーポンになった場合に印刷からあれからいったら、国の言っておる3月のいつやらまでに間に合うかどうかですよ。よっぽど急がなければ。

特に、コロナも始まるようなやね、3回目の。事務量が非常に増えるもので、昨日の犬山市長、愛知県市長会の会長の発言では、やっぱり現金にしてほしいと国に要望しているもので、それに従うと思うんだけど、いずれにしても2本立てでいかな仕方がないと思うんですけど、これだけの予算があった場合に臨時議会なしで専決というのはやっぱりちょこっと問題があるなあということだ、いずれにしても臨時議会を開くか、2月の二十何日が3月定例会の初日だ、初日に専決を先にやっちゃうかのどちらかだと思うんですけど、その辺のところはまた状況で変わるとは思いますけど、意見だけ。

○野下委員　今これは5万円分ですけど、今河合委員がおっしゃったように残りの部分ってどうしても出てくるんですよ、これからね。これは国会の動き次第にはなる可能性はあって、今いろんな自治体でどうのこうのという話が出てきているわけなんですけれども、現時点でこの後の5万円分というか、クーポン云々については国からはどのような、現時点でいいですよ、どのような情報、通知とか来ていればちょっと教えていただけますか。まだ決定していないかも分かりませんが、どんな内容が今直近で来ているかだけ。

○こども政策課長　国からのQ&Aでございますけれど、クーポンを配付する事業について、現金給付を可能とする場合の考え方というのが、そこが今焦点になっているかと思えます。ニュースなどでもそういったところが話題になっておりますが、今のところ国から示されております現金とする場合の要件というのが、これもちょっとニュースでも出ておりますけれど、令和4年春の卒業、入学、新学期に向けて支援するという本事業の趣旨に踏まえ、

令和4年6月末までにクーポンの給付を開始することができない見込みである場合に限り現金給付を可とするというような文書が出ております。この部分に関して、今国のほうで議論になっております。というところまでしか市としては把握はしておりませんので、この部分に関してどのような解釈に今後変わっていくのかというのは、市としてはちょっと注視をしているところでございます。

○野下委員 分かりました。ありがとうございました。

○古池委員 少し質問が前に戻りますけど、皆さんにも関係があるかと思えますけど、公務員を除くという項目がありますが、これは例えば夫婦でどちらかが公務員、片一方は普通のお勤めというような場合、どちらを対象にするというんですか、世帯主なのか、所得が多い人なのか、その辺のところはどんなふうになっていますか。

○こども政策課長 この給付金自体が児童手当を基にしておりますことから、児童手当というのが、共働きであった場合、片方しか働いていない場合、どちらでも言えることなんですけど、所得の多いほうが受給者になります。なので、今の御質問に対しましても、片方が公務員の方、片方が例えば会社員の方、所得をどちらが多いかというところで判断をさせていただきますので、公務員の方のほうが多かったらこちらの方が受給者となります。

[発言する者あり]

○古池委員 今のいわゆる児童手当をもらっている人の対象者は、その人を対象にした配給の仕方ですね。

○こども政策課長 おっしゃるとおりです。

○古池委員 はい、分かりました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時41分 休 憩

午後1時41分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第100号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

行政視察について

○委員長 続きまして、行政視察についてを議題といたします。

資料はタブレット端末に配信しておりますので、御覧ください。

この件につきましては、去る9月の委員会におきまして御協議いただき、正・副委員長で検討した結果を本日御報告させていただきます。

まず日程は、令和4年1月20日木曜日から1月21日金曜日までの1泊2日で予定しております。

視察先と調査内容につきましては、1月20日木曜日は、宮城県東松島市で学校給食センターについて、翌21日金曜日は、東京都江戸川区で小・中学校の統廃合についてをそれぞれ調査いたします。

このような内容で進めていきたいと思っておりますが、御異議はございませんか。よろしいですかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。それではよろしくお願いいたします。

なお、詳細な資料については1月中旬までには事務局から届けさせますので、視察当日にお持ちくださるようお願いいたします。

また、今後新型コロナウイルスの感染者が増加するなど状況が変化し、国及び県の対応が変更された場合には、中止にせざるを得ないことも考えられます。その判断につきましては、正・副委員長に一任していただきたいと思

いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。それではよろしくお願いいたします。

常任委員会の研修会について

○委員長 続きまして、常任委員会の研究会の内容についてを議題とします。

この件につきましては、去る9月の委員会におきまして内容等につきましては正・副委員長に一任していただいております。そうしたことから検討した結果を本日御報告させていただきます。

講師につきましては、江南郷土史研究会会長の山田信夫氏です。

研修テーマについては、江南市の歴史についてとしたいと思います。

日程につきましては、令和4年1月13日木曜日、午前10時から午前11時30分とします。

このような内容で進めていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでありますので、今年度の委員会の研修会は江南郷土史研究会会長の山田信夫氏をお招きして令和4年1月13日木曜日、午前10時から午前11時30分とすることに決定いたしました。

なお、詳細につきましては正・副委員長に御一任いただきたいと思います。

以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

もう少し時間がかかるかと思ったんですけども、スムーズに議論できまして御協力に感謝いたします。どうもありがとうございました。

以上で、厚生文教委員会を閉会いたします。

午後1時46分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

厚生文教委員長 宮田達男